

## 支給額フローチャートについて

下表に基づき、営業時間の短縮状況等に応じて、次ページ以降に掲載する「支給額フローチャート」を参照してください。

| 営業時間の短縮状況等   | 使用するフローチャート   |
|--|---------------|
| 酒類を提供せず、20時までに時短又は休業した場合   | 支給額フローチャート【A】 |
| 21時(酒類提供は20時30分)までに時短した場合<br>( <u>認証店に限る</u> )                                       | 支給額フローチャート【B】 |
| 「酒類を提供せず、20時までに時短又は休業」した日<br>と「21時(酒類提供は20時30分)までに時短」した日<br>が混在する場合( <u>認証店に限る</u> ) | 支給額フローチャート【C】 |

# 支給額フローチャート【A】 酒類を提供せず、20時までに時短又は休業した場合

| 中小企業か                                |              |             |
|--------------------------------------|--------------|-------------|
| 中小企業者の要件<br>(会社法人については以下のいずれかを満たすもの) |              |             |
| 主たる業種                                | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業<br>(飲食店を含む)                      | 5,000万円以下    | 50人以下       |
| サービス業(カラオケ店、宿泊業等)                    | 5,000万円以下    | 100人以下      |
| 卸売業                                  | 1億円以下        | 100人以下      |
| その他の業種                               | 3億円以下        | 300人以下      |
| ※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと      |              |             |

| 令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか |
|---|
| ① 7.5万円以下   |
| ② 7.5万円超、25万円以下                                     |
| ③ 25万円超   |

| 支給額   |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 3万円/日 | 【1】<br>支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。 |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 売上高に応じて<br>3.1~10万円/日 | 【2】<br>支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。 |
| 10万円/日                |  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 売上高減少額に応じて<br>10.1~20万円/日 | 【3】<br>支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。 |
| 売上高減少額に応じて<br>0~20万円/日    |   |

はい

①

③

②

はい

いいえ

いいえ

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。  
なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が25万円以下か

# 支給額フローチャート【B】 21時(酒類提供は20時30分)までに時短した場合(認証店に限る)

| 中小企業か                                |              |             |
|--------------------------------------|--------------|-------------|
| 中小企業者の要件<br>(会社法人については以下のいずれかを満たすもの) |              |             |
| 主たる業種                                | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業<br>(飲食店を含む)                      | 5,000万円以下    | 50人以下       |
| サービス業(カラオケ店、宿泊業等)                    | 5,000万円以下    | 100人以下      |
| 卸売業                                  | 1億円以下        | 100人以下      |
| その他の業種                               | 3億円以下        | 300人以下      |
| ※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと      |              |             |

| 令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか |
|---|
| ① 83,333円以下   |
| ② 83,333円超、25万円以下                                   |
| ③ 25万円超   |

| 支給額     |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 2.5万円/日 | 【1】<br>支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。 |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 売上高に応じて<br>2.6~7.5万円/日 | 【2】<br>支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。 |
| 7.5万円/日                |  |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 売上高や売上高減少額に応じて<br>7.6~20万円/日 | 【3】<br>支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。 |
| 売上高や売上高減少額に応じて<br>0~20万円/日   |   |

いいえ

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。  
なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が18.75万円以下か

はい

①

②

③

はい

いいえ

いいえ

# 支給額フローチャート【C】20時までと21時までの時短営業が混在する場合（認証店に限る）

| 中小企業か                                |              |             |
|--------------------------------------|--------------|-------------|
| 中小企業者の要件<br>(会社法人については以下のいずれかを満たすもの) |              |             |
| 主たる業種                                | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業<br>(飲食店を含む)                      | 5,000万円以下    | 50人以下       |
| サービス業(カラオケ店、宿泊業等)                    | 5,000万円以下    | 100人以下      |
| 卸売業                                  | 1億円以下        | 100人以下      |
| その他の業種                               | 3億円以下        | 300人以下      |
| ※会社法人以外の法人及び個人事業主は従業員数の要件を満たすこと      |              |             |

はい

令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門における1日当たりの売上高(注)が以下のどれに当たるか

- ① 7.5万円以下
- ② 7.5万円超、25万円以下
- ③ 25万円超

①

**支給額**

2.5万円/日  
又は  
3万円/日

【1】

支給額計算書は、様式1-2の上段を使用してください。

③

②

売上高に応じて  
2.5～10万円/日

【2】

いいえ

令和3年、令和2年又は平成31年の3月に比べ、令和4年3月の飲食部門における1日当たりの売上高減少額が

- ④ 18.75万円以下の場合
- ⑤ 25万円以上の場合

④

A: 10万円/日  
又は  
B: 7.5万円/日

支給額計算書は、様式1-2の下段、様式1-4又は様式1-6を使用してください。

(注)  
1日当たりの売上高とは、「令和3年、令和2年又は平成31年の3月の飲食部門の売上高÷31日」です。

なお、月別売上高がわからないなどの場合は、1日当たりの売上高を「令和3年、令和2年又は令和元年の年間売上高÷その年の日数(366日又は365日)」により算出してください。

【18.75万円超25万円未満の場合】  
【2】売上高方式と【3】売上高減少額方式の金額をそれぞれ計算して比較してください。

⑤

売上高や売上高減少額に応じて  
7.6～20万円/日

【3】

売上高や売上高減少額に応じて  
0～20万円/日

支給額計算書は、様式1-3、様式1-5又は様式1-7を使用してください。